A2 訪問型サービス(独自)サービスコード表(令和7年4月1日~)

黄色:変更箇所

# - F	スコード			典巴·发史固则 【				算定
種類			算定項目					异正 単位
A2	1111	訪問型独自サービス I		(1)1週に1回程度の場合			1,176	1月につき
A2	2111	訪問型独自サービスI日割			日割の場合		39	1日につき
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ	正の句場合	(2)1週に2回程度の場合			2,349	1月につき
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割			日割の場合		77	1日につき
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ		(3)1週に2回を超える程度の場合			3,727	1月につき
A2	2321	訪問型独自サービス皿日割			日割の場合		123	1日につき
A2	2411	訪問型独自サービス21		1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合			287	1回につき
A2	2511	訪問型独自サービス22	ロ 1月当たりの回数を定める場	(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合		179	1
A2	2621	訪問型独自サービス23	合		(二)所要時間45分以上の場合		220	ı
A2	1411	訪問型独自短時間サービス		(3)短時間の身体介護が中心である場合			163	ı
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定め る場合	(1)1 油に1同和床の担合	12単位減算	-12	1月につき
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			(1)1週に1回程度の場合	日割の場合	-1	1日につき
A2	C212 言	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12			(2)1週に2回程度の場合	23単位減算	-23	1月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割				日割の場合	-1	1日につき
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13			(3)1週に2回を超える程度の場合	37単位減算	-37	1月につき
A2	C215 言	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割				日割の場合	-1	1日につき
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	3単位減算	-3	1回につき
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22			(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満 の場合 2単位減算	-2	
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23				(二)所要時間45分以上の場合 2単位減算	-2	
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間			(3)短時間の身体介護が中心である場合	2単位減算	-2	I
A2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算11	- - - 業務継続計画未策定減算 -	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	12単位減算	-12	1月につき
A2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算11日割				日割の場合	-1	1日につき
A2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算12			(2)1週に2回程度の場合	23単位減算	-23	1月につき
A2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算12日割				日割の場合	-1	1日につき
A2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算13			(3)1週に2回を超える程度の場合	37単位減算	-37	1月につき
A2		訪問型独自業務継続計画未策定減算13日割				日割の場合		1日につき
A2		訪問型独自業務継続計画未策定減算21			(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	3単位減算		1回につき
A2	D217	訪問型独自業務継続計画未策定減算22			(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満 の場合 2単位減算	-2	
A2	D218	訪問型独自業務継続計画未策定減算23				(二)所要時間45分以上の場合 2単位減算	-2	
A2	D219	訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間			(3)短時間の身体介護が中心である場合	2単位減算	-2	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算			・ 以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 所定単位数の 10% 減算			1月につき
A2	 	訪問型独自サービス同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者等に サービスを行う場合 同一の建物等に居住する利用者の割		にサービスを行う場合 所定単位数の 15% 減算			I
A2		訪問型独自サービス同一建物減算3						l
A2		訪問型独自サービス特別地域加算				所定単位数の 15% 加算		1月につき
A2	 		特別地域加算			所定単位数の 15% 加算		1日につき
A2	 	訪問型独自サービス特別地域加算回数				所定単位数の 15% 加算		1回につき
A2	 	訪問型独自サービス小規模事業所加算				所定単位数の 10% 加算		1月につき
A2	 		 中山間地域等における小規模事業	業所加算		所定単位数の 10% 加算		1日につき
A2		訪問型独自サービス小規模事業所加算回数				所定単位数の 10% 加算		1回につき
A2		訪問型独自サービス中山間地域等提供加算				所定単位数の 5% 加算		1月につき
A2			 中山間地域等に居住する者への ⁺	サービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		1日につき
A2		訪問型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5% 加算			1回につき
A2		訪問型独自サービス初回加算				200単位加算	200	1月につき
A2		訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 I			(1)生活機能向上連携加算(I)	100単位加算	100	· , , , = > C
A2	 	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ	二 生活機能向上連携加算		(2)生活機能向上連携加算(II)	200単位加算	200	I
A2	 	訪問型独自口腔連携強化加算	 		\-/ 土/山冰心(*) 土在1万/4升 \ 4 /	50単位加算		月1回限度
A2	 	訪問型独自サービス処遇改善加算 I				所定単位数の 245/1000 加算	30	1月につき
A2	 	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の 245/1000 加昇 所定単位数の 224/1000 加算			171C 7C
A2		──┼		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の 224/1000 加 (3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の 182/1000 加			l	
A2		訪問至独自サービス処遇改善加昇加 訪問型独自サービス処遇改善加算IV				所定単位数の 182/1000 加昇 所定単位数の 145/1000 加算		1
MΖ	0300	MINI主体ログ こへた地域音加昇IV		+/川 改戦員寺22週以音加昇(17/ 加昇				